

伊勢崎市認定調査票作成支援システム
導入業務委託仕様書

介護保険課

1. 件名

伊勢崎市認定調査票作成支援システム導入業務委託

2. 概要

要介護認定に係る認定調査票作成事務の効率化を図るため、認定調査票作成支援システム（以下、「調査支援システム」という。）を導入するもの。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

4. 履行場所

伊勢崎市役所介護保険課

5. 業務内容

- (1) 調査支援システムの導入に係るプロジェクト管理
- (2) システム構築
- (3) 調査員配布用操作マニュアルの策定
- (4) 職員・調査員に対する操作研修
- (5) 完了報告

詳細については業務内容詳細に記載のとおり

6. 支払方法

業務完了後の確定払いとする。

7. 秘密の保持及び個人情報の取り扱い

受注者は、別途発注者と締結する「データ管理に関する覚書」及び、個人情報取扱特記事項を遵守し、業務を行うものとする。

8. その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議しこれを定めるものとする。

業務内容詳細

(1) 調査支援システムの導入に係るプロジェクト管理

受注者は作業スケジュールを作成し、発注者の承諾を得ること。また、実施の際に計画を見直す必要がある場合には、発注者の承諾を得てから変更すること。

以下にスケジュール案を示す。

項目	期間
契約	令和7年10月予定
スケジュール策定	令和7年10月
要件定義	令和7年10月
システム構築	令和7年10月～11月
マニュアル策定	令和7年11月～12月
操作テスト	令和7年12月
本稼働	令和8年1月
運用テスト	令和8年1月
事務局向け操作研修	令和8年1月
調査員向け操作研修	令和8年1月末(目安)
委託事業所向け操作研修	令和8年2月
運用開始	令和8年3月～

また、調査支援システムを利用するユーザ数などの基本情報は下記のとおり。

項目		内容
市職員	事務局	7人
	調査員	10人
委託事業所	市内事業所	63
	市外事業所	34
申請件数(想定)	新規申請	3,450件
	区分変更申請	950件
	更新申請	5,400件

なお、調査員が調査支援システムを利用する端末(以下、「調査員用端末」という。)は令和7年度に調達する予定であるため型番は未定である。予定している主要な仕様については以下のとおり。

- ・ 調査員用端末 33台

項目	仕様・規格等
ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10インチ以上12インチ以下の液晶ディスプレイを有すること。 ・ 解像度がFHD(1920×1080)以上であること。 ・ タッチパネルであること。

OS	iPadOS または Windows 11 pro(64bit)であること。
記憶容量	128GB 以上であること。
メモリ	8GB 以上であること。
カメラ	前面および背面にカメラを有していること
タッチペン	端末と同一メーカーのタッチペンを付属すること。

(2) システム構築

下記の全ての機能要件を満たすシステムを導入すること。また、他自治体の事例等の知見をもとに、手続き・業務フローの検討に対する助言等の支援を行うこと。

A 共通機能

1. Windows 11 pro または iPadOS での動作保証がされていること。
2. 調査員用端末にて動作すること。
3. 調査員用端末に接続したキーボードからの入力が可能であること。
4. インターネットに接続せず、オフラインの環境でシステムを利用することができること。
5. スワイプ操作等により画面の拡大・縮小ができること。
6. 選択項目は一覧から選択することが可能であること。
7. 調査票の入力時に入力内容の一時保存ができること。
8. 入力した調査票の情報を保存せずに画面を遷移しようとした場合に警告が出ること。
9. 制度改正や「認定調査員テキスト 2009 改訂版」の改訂に合わせてシステムの更新が無償で行われること。

B 調査対象者管理

1. 調査対象者に対して下記の情報を登録することができること。

個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・フリガナ ・住所 ・郵便番号 ・生年月日 ・性別 ・電話番号
要介護認定情報	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者番号 ・要介護認定申請日 ・前回認定日 ・前回介護度

2. 調査員の情報を追加、編集、削除できること。
3. 調査対象者ごとに入力した概況調査と基本調査を帳票形式にて調査員用端末上で表示できること。

4. システム内で調査内容の入力とは別に備考欄があり、調査対象者の任意の情報を入力できること。
5. 調査対象者を一覧形式で確認できること。
6. 調査対象者が調査の対象外となった場合に調査対象者一覧から削除できること。
7. 調査対象者一覧は被保険者番号、氏名、申請日が表示されていること。
8. 調査対象者一覧は項目ごとに任意の並び替えができること。
9. 調査対象者の調査状況をステータスごとに管理できること。
10. 調査対象者を申請日、被保険者番号、氏名、フリガナのいずれかから検索し、該当者を一覧形式で表示できること。
11. 氏名およびフリガナでの検索は部分一致検索ができること。

C 概況調査

1. 概況調査の調査対象者情報欄に B-1 で登録した情報が自動で入力されること。
2. 調査実施者の氏名、調査事業者（所属機関）の入力ができること。
3. 調査日時の入力ができること。
4. 調査実施場所の選択・入力ができること。
5. 対象者が利用しているサービスの状況について選択ができること。
選択項目は「介護予防サービス」、「介護サービス」、「なし」のように利用しているサービスごとに区分が分かれていること。
6. 伊勢崎市様式の認定調査票と同一の項目で、対象者が在宅利用しているサービスの内容が入力できること。
7. 伊勢崎市様式の認定調査票と同一の項目で、対象者が施設利用しているサービスの内容が入力できること。
8. 対象者の家族状況を選択できること。
選択項目は「独居」、「同居(夫婦のみ)」、「同居(その他)」とする。
9. 対象者の概況調査の特記事項の入力ができること。

D 基本調査

1. 「認定調査員テキスト 2009 改訂版」に定められている項目の入力（選択）ができること。
2. 「認定調査員テキスト 2009 改訂版」に定められている項目で複数選択を許容されているもののみ複数選択ができること。なお、1群の1及び2については「なし」を選択した場合他の選択肢を選ぶことができないこと。
3. 「認定調査員テキスト 2009 改訂版」に定められている、「選択肢の判断基準」が参照できること。
4. 「認定調査員テキスト 2009 改訂版」の改訂に合わせて定められている項目の内容が更新されること。
5. 「認定調査員テキスト 2009 改訂版」の改訂に合わせて「選択肢」の内容が更新されること。

6. 「認定調査員テキスト 2009 改訂版」の改訂に合わせて「選択肢の判断基準」の内容が更新されること。
7. 特別な医療の項目について該当する項目がない場合に選択しなくても調査を完了することができるか、「該当なし」等の当てはまらない場合の選択肢が用意されていること。

E 特記事項

1. 基本調査の全ての項目に対して特記事項の入力ができること。
2. 基本調査の項目で選択したものに応じた例文等を選択し修正することができること。
3. 例文等はユーザが任意に修正・追加することができること。
4. 項目間で特記事項の内容を複写することができること。

F エラーチェック

1. 基本調査の項目に未選択のものがあつた場合に警告が出ること。
2. 「認定調査員テキスト 2009 改訂版」に定められている「警告コード」と同等のチェックを行い、該当する場合には警告が出ること。
3. 「認定調査員テキスト 2009 改訂版」の改訂に合わせて「警告コード」の内容が更新されること。
4. 基本調査、特記事項の内容の精査を行った際に、修正が必要な箇所のメモを入力できること。
5. 調査を行ったデータは管理端末またはデータを連携したほかの調査員用端末から参照することができること。

G データ連携

1. 発注者の使用している介護保険システムから対象者の下記の情報の連携ができること。

個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・フリガナ ・住所 ・郵便番号 ・生年月日 ・性別 ・電話番号
要介護認定情報	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者番号 ・要介護認定申請日 ・前回認定日 ・前回介護度

2. 連携するデータは csv 形式でシステムに取り込むことができること。
3. 調査結果を伊勢崎市様式の調査票として PDF 形式で出力できること。
4. 調査結果を csv 形式で出力できること。

5. 出力されるデータは NCI212 および基本データリスト（グループ ID：023122）の形式で出力されること。なお、外部ツールを用いて出力された csv データを上記の形式に加工してもよい。

H セキュリティ機能

1. システムへのログインはパスワードや認証キー等（以下、「パスワード等」という）の入力が必要であること。
2. パスワード等は複数設定し、調査員用端末ごとに割り当てることが可能であること。
3. ログインのためのユーザ情報または認証キーの登録・変更・削除は管理者が任意のタイミングで行うことができること。
4. システム内のデータは暗号化が実施されていること。
5. 端末からの情報漏洩リスク等に対するセキュリティ対策が取られていること。
6. システムのアクセスログおよび操作ログが記録されていること。
7. システムのアクセスログおよび操作ログについて管理者ユーザのみ確認が可能であること。
8. 端末の OS のアップデートに対応が可能であること。

(3) 調査員配布用操作マニュアルの策定

調査員が調査支援システムを利用するうえで必要な下記の事項についてまとめたマニュアルを作成すること。

- ① システムの起動方法
- ② システムへのログイン方法
- ③ システムの終了方法
- ④ ログイン後の画面についての説明
- ⑤ 調査対象者一覧の見方
- ⑥ 調査対象者の追加方法（事務局用端末と接続せずに調査対象者が追加することが可能な場合に限る。）
- ⑦ 調査対象者の削除方法
- ⑧ 概況調査の画面構成および入力方法
- ⑨ 基本調査の画面構成および入力方法
- ⑩ 基本調査の「選択肢の判断基準」の確認方法
- ⑪ 特記事項の入力方法
- ⑫ 特記事項の例文等の追加・修正方法
- ⑬ 提出前に確認すべき事項（エラーチェック）
- ⑭ 調査結果の出力方法

(4) 職員・調査員に対する操作研修

- ① システムの操作方法および調査対象者の管理、データの送受信の方法などを理解するための事務局を対象とした研修を1回行うこと。
なお、研修を行う上で管理者に向けた操作マニュアルを提供すること。
- ② 調査員を対象とした現地での操作研修を1回行うこと。
- ③ 市内の最大8つの委託事業所に対して日程調整を行い、操作研修を実施すること。なお、事業所にて管理端末などの設定が必要であればその際に実施すること。
- ④ 研修後の操作内容についての問い合わせを一定期間受け付けること。期間については発注者と協議のうえ決定すること。
- ⑤ 操作内容についての問い合わせは原則翌営業日までに1次回答を行うこと。
- ⑥ 研修時および研修後の操作内容についての問い合わせとその回答をまとめたものを提出すること。

(5) 完了報告

受注者は作業完了の成果品として、提出した書類をまとめた完成図書と業務完了報告書を提出すること。